

受給資格者証更新についてのお知らせ

〔更新時期…7月1日〕

現在お持ちの各受給資格者証の有効期限は6月30日(木)までです。
対象となる方は、左記の手続きにより更新をお願いいたします。(6月23日(木)から各地域で更新手続きができます)



☆心身障害者医療費

次の日程で更新手続きを行いますので会場にお越しください。更新には、次のものを必ず持参してください。

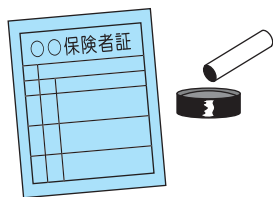
なお、前年度受給者の対象であった方でも、前年度の世帯等の所得状況で対象にならない場合がありますのでご了承ください。

※更新時に必要なもの

印鑑・健康保険証

※申請(更新)場所

下記参照



【鏡野地域】

月 日	場 所	時 間	月 日	場 所	時 間
6月21日 (火)	近衛コミュニティハウス	9:00~9:10	6月22日 (水)	香南公民館	9:30~10:00
	中谷公民館	9:30~10:00		香北公民館	10:20~10:50
	小田公民館	10:20~10:50		越畑公会堂	11:10~11:30
	大野公民館	11:10~11:50		郷公民館	13:30~14:00
				芳野公民館	14:20~15:00

●都合の悪い方は6月23日(木)以降、鏡野町役場福祉課へお越しください。

【奥津地域】

月 日	場 所	時 間
6月22日 (水)	奥津公民館	9:00~10:00
	羽出公民館	10:30~11:30
	泉公民館	13:00~14:00

●都合の悪い方は6月23日(木)以降、奥津振興センター地域振興課へお越しください。

【上齋原地域】 上齋原振興センター地域振興課

【富地域】 富振興センター地域振興課

●お問い合わせ先：鏡野役場福祉課及び各振興センター地域振興課

☆ひとり親家族等医療費

現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月30日となっていますが、事前に通知をしますので忘れずに更新手続きをしてください。

なお、前年度受給者の対象であった方でも、受給対象者に前年度所得税が課せられた場合には、非該当になりますのでご了承ください。(非該当者になられた方にはその旨通知いたします。)

●お問い合わせ先

鏡野町役場福祉課福祉係

☆子ども手当現況届のお願い

現況届が必要な方には、6月上旬に子ども手当現況届を

受給者に郵送いたしますので、よろしく願います。また、この届の提出がない場合は、手当が差止められますので、ご注意ください。

届に必要なもの

・印鑑

・国民年金以外に加入している方は、年金加入を証明するもの(健康保険証)

・18歳以下の子どもと別居している場合は、別居する子どもの住民票の写し

提出期限

6月30日(木)まで

子ども手当現況届提出先

お問い合わせ先

鏡野町役場福祉課及び各振興センター地域振興課